

人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）職業訓練実施計画変更届

提出日

年 月 日

労働局長 殿

(労働局処理欄)

受付番号	受付印

事 業 主

所在地

名 称
氏 名

代 理 人

所在地

または
社会保険労務士
(提出代行者
・事務代理者)
(該当に○)名 称
氏 名
電話番号

職業訓練実施計画の内容を変更したため、次のとおり届けます。

1 職業訓練実施計画届の受付番号				2 事業所の名称			
3 届出に関する当該事業所の担当者	所属				電話番号	-	
	氏名				MAIL	-	

変更する項目について、記載してください。

4 訓練区分	①事業展開に伴い実施する訓練			<input type="checkbox"/>	②企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション(DX)化に伴い実施する訓練	<input type="checkbox"/>	③企業内のグリーン・カーボンニュートラル化に伴い実施する訓練	<input type="checkbox"/>					
5 訓練コースの名称					6 受講(予定)者数	人							
7 訓練の実施期間 (定額制サービスによる訓練の場合は契約期間)	初 日	年	月	日	最終日	年	月	日					
8 <定額制サービスによる訓練の場合は記載不要> 総訓練時間数及び実訓練時間数 (eラーニング及び通信制による訓練の場合は、標準学習時間又は標準学習期間を記載してください。)	(総訓練時間数) 時間 分				(実訓練時間数) 時間 分								
	(標準学習時間) 時間 分				(標準学習期間) か月 日								
9 訓練カリキュラム・実施方法	訓練日時・場所・内容・科目ごとの時間数・講師・実施方法等を変更する場合はチェックをし、変更後の書類を本紙に添付してください。								<input type="checkbox"/>				
10 OFF-JT訓練種別・実施形態 (事業内・事業外の区分及び選択した区分に応する訓練の実施形態をチェックしてください。)	訓練種別	①事業内訓練 ②事業外訓練	<input type="checkbox"/>	実施形態	①部内講師 ②同時双方向型の通信訓練	<input type="checkbox"/>	②部外講師 ③eラーニング ④通信制	<input type="checkbox"/>					
11 教育訓練機関の名称及び所在地	名称				所在地	電話番号							
12 訓練の実施場所													
13 育児休業中訓練の場合	育児休業取得期間	年	月	日	～	年	月	日	14 認定職業訓練の場合	<input type="checkbox"/>			
15 教育訓練給付指定講座の場合	講座区分	①専門実践教育訓練講座			<input type="checkbox"/>	②特定一般教育訓練講座	<input type="checkbox"/>	③一般教育訓練講座	<input type="checkbox"/>				
	指定番号												
16 デジタル人材の育成を目的に行う訓練の場合 (該当する主な区分にチェックをしてください。 ②企業内のデジタル・DX化に伴い実施する訓練の場合は、必ずチェックしてください。なお、区分の詳細は第2面「記載上の注意」の16を参照してください。)	<input type="checkbox"/>	①ビジネスアーキテクト 関係	<input type="checkbox"/>	②データサイエンティスト 関係	<input type="checkbox"/>	③エンジニア・オペレータ 関係	<input type="checkbox"/>	④サイバーセキュリティ ペシャリスト関係	<input type="checkbox"/>	⑤UI/UXデザイナー関 係	<input type="checkbox"/>	⑥その他のデジタル人材 関係	<input type="checkbox"/>
17 訓練カリキュラム等において取得目標 となされている資格・試験の名称・試験日	①ITSSレベル4	<input type="checkbox"/>	②ITSSレベル3	<input type="checkbox"/>	③ITSSレベル2	<input type="checkbox"/>	④公的職業資格	<input type="checkbox"/>	⑤教育訓練給付指定講座	<input type="checkbox"/>			
	資格・試験名												
	試験日	年	月	日	実施予定回数	年	第	回目					
18 訓練として行われる職業能力検定を受ける予定がある場合(予定がある場合にチェック)	<input type="checkbox"/>	19 訓練として行われるキャリアコンサルティングを実施する予定がある場合(予定がある場合にチェック)	<input type="checkbox"/>										
20 その他の変更													
21 変更手続きを行う理由													

※ ホームページから様式をダウンロードする際は、第2面も両面印刷して使用してください。

【訓練の変更の届出について】

- 1 定額制サービスによる訓練以外の場合、既に提出した訓練について、実訓練時間数（eラーニングによる訓練及び通信制による訓練の場合は標準学習時間又は標準学習期間）、受講（予定）者数（受講者名を含む。人数を減らす場合には不要。）及びOFF-JTに係る次の(1)から(5)までの事項を変更する場合は、**当初計画（変更前の計画）していた訓練実施日又は変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに**、職業訓練実施計画変更届（様式第3号）及び当該変更に関係する書類を添えて提出してください。
- (1) 訓練カリキュラム（訓練内容を含む。）
 - (2) 実施方法
 - (3) 実施日時（eラーニングによる訓練及び通信制による訓練の場合であって、訓練の実施期間を短縮する場合は不要。）
 - (4) 実施場所（eラーニングによる訓練及び通信制による訓練の場合は不要。）
 - (5) 訓練講師（部外講師又は認定職業訓練を除く部内講師により行われる事業内訓練のみ。）

なお、病気、けが、天災等のやむを得ない理由により変更が生じた場合には、変更後の訓練実施日の翌日から7日以内にやむを得ない理由が確認できる資料を添えて変更届を提出することが必要です。また、OFF-JTに係る実施日時に於いては、訓練の性質上、複数回に渡って訓練の実施日または実施時間が変更となる場合や実施日時が事業主又は受講者の選択により任意に決定される場合には、計画提出時に労働局長にその旨申し出た上で支給申請書の提出までに変更届を提出することが必要です。その他の上記以外の変更が生じた場合には、支給申請書の提出までに変更届を提出してください（事業所・企業に関する事項（名称、所在地、企業規模、事業内容）を変更する場合は、変更届の提出は必要ありません。また、受講（予定）者数（受講者名を含む。人数を減らす場合には不要。）の変更に伴い、男女別の受講予定者数に変更があった場合は、当該変更部分（男女別の受講予定者数）に關しては変更届の提出は必要ありません。）。

- 2 定額制サービスによる訓練の場合、既に届け出ている職業訓練実施計画届（様式第1-1号）について受講（予定）人数、契約期間、受講予定者その他契約料金が変更する事由が生じた場合には、**当初計画（変更前の計画）の契約期間の初日又は変更後の契約期間の初日のいずれか早い方の日の前日（当初計画又は変更後の計画の契約期間の初日を変更せずに計画の内容を変更する場合は契約を変更する日の前日）までに**、職業訓練実施計画変更届（様式第3号）及び当該変更に関係する書類を添えて提出してください。

なお、病気、けが、天災等、やむを得ない理由により変更が生じた場合には、変更後の訓練実施日の翌日から7日以内にその理由を記した書面を添えて変更届を提出することが必要です。

- 3 職業訓練実施計画変更届（様式第3号）を提出せずに変更後の訓練を実施した場合は、当該変更した部分は助成の対象となりません。

【記載上の注意】

- 1 各欄ともこの職業訓練実施計画変更届の届出日における現況を記載してください。
- 2 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状（原本）を提出してください。また、「代理人」欄に委任した代理人について記載するとともに、「事業主」欄も記載してください。
- 3 申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士」欄に記載するとともに、「事業主」欄も記載してください。
- 4 1欄には、職業訓練実施計画届（様式第1-1号）と対応した受付番号を記載してください。
- 5 3欄には、本届出に関し、労働局と質疑応答が可能な方（事業所の担当者）を記載してください。
- 6 4欄には、該当する訓練にチェックしてください。
- 7 5欄には、訓練コースの名称を記載してください。事業外訓練の場合は受講した教育訓練機関が設けている訓練名を、事業内訓練の場合は申請事業主が設定した訓練名を記載してください。
- 8 6欄には、訓練の受講（予定）者数を記載してください。
- 9 7欄には、総訓練時間数に計上される訓練の初日と最終日を記載してください。また、eラーニングによる訓練及び通信制による訓練の場合や、通学制の訓練とeラーニングによる訓練又は通信制による訓練を組み合わせた訓練の場合は、総訓練時間数によらずに訓練実施期間の初日と最終日を記載してください。
- 10 8欄には、資格試験を受験する場合、当該受験の実施日を最終日に記載せず、訓練の最終日を記載してください。
- 11 9欄には、定額制サービスによる訓練の場合は、契約期間を記載してください。
- 12 10欄には、「総訓練時間数」には、昼食等の食事を伴う休憩時間を除いた訓練時間を記載してください。「実訓練時間数」には、総訓練時間数から移動時間・助成対象とならないカリキュラム等の時間を除いた時間を記載してください。eラーニングによる訓練及び通信制による訓練の場合は、設定されている標準学習時間又は標準学習期間を記載し、当該時間は総訓練時間数に計上しないでください。
- 13 11欄には、OFF-JTの訓練種別について該当するものにチェックをし、対応する実施形態のうち該当するものにチェックをしてください。「事業内訓練」の実施形態のうち、「①部内講師」と「②部外講師」にチェックをした場合は、（ ）内に講師名を記載してください。また、複数の形態を組み合わせて行う訓練の場合は、当てはまるもの全てにチェックをしてください。

・事業内訓練	… OFF-JTであって、申請事業主自らが主催し、事業内において集合形式で実施する訓練等のことをいいます。社外の講師を招聘して行った訓練であっても申請事業主自らが企画し主催した訓練は事業内訓練になります。
・事業外訓練	… OFF-JTであって、公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、他の事業主団体等が企画・主催し、受講者を公募している訓練等に申し込み、参加する場合をいいます。
・同時双方向型の通信訓練	… 情報通信技術を活用した遠隔講習であって、現受講中に質疑応答が行えるなど、同時かつ双方向的に実施される形態のものをいう。
・eラーニング	… 情報通信技術を活用した遠隔講習であって、教育訓練の受講管理のためのシステム（Learning Management System.）等により、訓練等の進捗管理が行えるもの（同時双方向型の通信訓練を除く。）。
・通信制	… 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、必要な指導者が、これに基づき、設問回答、添削指導、質疑応答等を行うもの。

- 14 11欄には、教育訓練機関の名称及び所在地を記載してください。
- 15 12欄には、訓練の実施場所の所在地（住所等）を記載してください。実施場所の所在地（住所等）について、実施場所が複数ある場合は全て記載してください。同時双方向型の通信訓練、eラーニング及び通信制による訓練の場合は、送信元の住所と送信先の住所を両方記載してください。
- 16 13欄には、育児休業中の者を対象に訓練を行う場合、当該者に係る育児休業取得期間を記載してください。
- 17 14欄には、実施する訓練が認定職業訓練（職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練又は同法第27条の2第2項において読み替えて準用する同法第24条第1項の認定を受けた指導員訓練をいう。）の場合にチェックをしてください。
- 18 15欄には、訓練コースが教育訓練給付指定講座である場合、該当する講座の種類にチェックをし、指定番号を記載してください。
- 19 16欄には、訓練カリキュラムの中に、以下の区分に關係するデジタル人材の育成を目的とした内容が一部でも含まれている場合は、該当する区分にチェックをしてください。複数該当する場合は主なもの1つにチェックをしてください。**また、4欄で「②企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化に伴い実施する訓練」にチェックをした場合は、必ずチェックをしてください。**

ビジネスアーキテクト関係	… デジタル技術を理解して、ビジネスの現場においてデジタル技術の導入を行なう全般設計ができる人材の育成を目的とした訓練
データサイエンティスト関係	… 統計等の知識を元に、AIを活用してビッグデータから新たな知見を引き出し、価値を創造する人材の育成を目的とした訓練
エンジニア・オペレーター関係	… クラウド等のデジタル技術を理解し、業務ニーズに合わせて必要なITシステムの実装やそれを支える基盤の安定稼働を実現する人材の育成を目的とした訓練（ベンダー企業においてシステムエンジニアを対象に実施する訓練を含む。）
サイバーセキュリティスペシャリスト関係	… 業務プロセスを支えるITシステムをサイバー攻撃の脅威から守るセキュリティ専門人材の育成を目的とした訓練
UI/UXデザイナー関係	… 顧客との接点に必要な機能とデザインを検討し、システムのユーザー向け設計を担う人材の育成を目的とした訓練
その他のデジタル人材関係	… 上記に区分されないデジタル人材（DXリテラシーを除く。）の育成を目的とした訓練

- 20 17欄には、以下の資格試験を受験する場合、該当するものにチェックをした上で、資格・試験の名称及び訓練の直後に実施される試験日を記載してください。
- 21 18欄には、訓練の直後に実施される試験日が確定していない場合は、「令和5年度に行われる試験の第2回目を受験予定」等、受講する試験の年度及び回数を記載してください。
- 22 19欄には、NPO法人スキル標準ユーザー協会「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」最新版に掲載されているITSSレベル2から4までの認定試験・資格
- 23 20欄には、公的職業資格（資格又は試験等であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。）
- 24 21欄には、教育訓練給付指定講座分野・資格コード表（令和5年10月版）に記載される資格・試験の資格試験

- 18 20欄には、4欄から19欄以外の変更を行う場合に、変更内容を具体的に記載してください。

- 19 21欄には、変更手続きを行う理由を具体的に記載してください。